

県産品デジタルプロモーション事業委託に関する業務仕様書

1 目 的

国内外向け WEB サイト及び Instagram をフックとして既存の日本酒ファン層と新規顧客（宣材層）に対する様々なデジタルプロモーションを展開し、WEB 上におけるリーチ数を最大化することにより、県産酒の認知度向上及び消費拡大を目指す。

また、WEB サイトにおいては、日本酒以外の県産酒（ワイン、クラフトビール、ウイスキー等）などより多くの県産品のコンテンツを作成し、県産品の振興を図る。

2 委託業務内容

県が運営する WEB サイト等（表 1）について、以下のとおり効果的なデジタルマーケティングを展開すること。

<表 1：県運営の WEB サイト等>

	名称	媒体	URL
1	ふくしまの酒	WEB サイト (日本語)	https://www.fukunosake.com/
2	ふくしまの酒店	Instagram (日本語)	https://www.instagram.com/fukuneko_fukushima/?hl=ja

(1) 「ふくしまの酒」WEB サイト（日本語）に関すること

- ・WEB サイトにおけるリーチ数を最大化するための効果的な WEB 広告配信を実施すること。
- ・県産酒の PR に繋がる「お知らせ」や「イベント」の情報を自主的に入手し、当サイト内「NEWS & イベント」にて、月 2 回以上発信すること。また、事業者から投稿フォームより情報提供があった際は、すみやかに県と協議の上、記事掲載すること。
- ・日本酒に加え、ワイン、クラフトビール、ウイスキー、焼酎、地ビールなど「その他のお酒」のコンテンツ（事業者の紹介・商品の紹介等）を追加すること。
- ・国内 Instagram と相乗効果が見込まれる具体的な連動方法について提案すること。
- ・その他、県より指示があった際は、速やかに web サイトの改修等を行うこと。
- ・ページの更新、追加及びサイトのメンテナンス業務等については、原則として受託者が行うこととするが、県においても編集等の作業が可能となるよう必要な設定を行うこと。

(2) ふくしまの酒店 Instagram に関すること

- ・週 1 回以上のストーリーズ投稿、週 1 回以上の通常投稿を実施すること。
- ・投稿で使用する素材は、原則、撮影等により収集すること。
- ・投稿の内容は、県内酒蔵の紹介、ふくしまの酒地域案内人の紹介、県産酒と料理の組合せ、県イベントの広報周知、その他県産酒の魅力の訴求に繋がる内容とすること。
- ・新規フォロワー獲得数 3,000 を目標とし、効果的な広告配信を展開すること。
- ・国内 WEB サイトと相乗効果が見込まれる具体的な連動方法について提案すること。

(3) Fukushima Sake Story サイト（英語）に関すること

- ・「ふくしまの酒」WEB サイト（日本語）について、多言語化対応（英語対応）を進め完了すること。

対象言語 : 英語

対象ページ : 全てのページ

操作性 : 閲覧者がソフトウェアのダウンロードやインストールの必要がなく、ホームページ上のボタンをクリックするだけで利用可能であること。

デバイス : スマートフォンでも設定した言語に、翻訳できること

- ・県が実施予定である県産酒プロモーション等について、当 WEB サイト内で情報発信すること。なお、情報発信する内容についてはその事業の受託者及び県との調整を図ること。
- ・県より指示があった際は、速やかに WEB サイトの改修等を行うこと。

(4) 「ふくしまの酒」WEB サイトにおけるイベントサイトの構築に関すること

- ・県で主催するイベントのイベントサイトを構築すること。
- ・サイト構築にあたっては、令和6年度「ふくしまの酒・味噌醤油まつり」イベントサイトフォームを参考・活用し、構築すること。

提案のポイント

- ・WEB サイトについては、事業目的を達成するための目標リーチ数・直帰率等を設定し、その達成に向けたコンテンツ作成・広告配信等について提案すること。
- ・Instagram については、事業目的を達成するための目標新規フォロワー獲得数を設定し、その達成に向けた投稿内容・広告配信等について提案すること。

(5) 全般に係る留意点

ア デザイン作成について

- ① パソコン、カメラ機能を有するスマートフォン（Android 及び iOS 対応機器）、タブレット等での閲覧が最適化されていること。特にスマートフォンによる閲覧の最適化については留意すること。
- ② 以下のブラウザで対応すること。
 - ア Google Chrome 111 以降のバージョン
 - イ Mozilla Firefox 116 以降のバージョン
 - ウ Microsoft Edge 111 以降のバージョン（IE モードを除く）
 - エ Apple Safari 16.2 以降のバージョン
 - オ Android Chrome (Android 4.1 以降に搭載) 112 以降のバージョン
- ③ WEB サイトについて
 - ・CMS は WordPress を利用。
 - ・使用サービスは、html、php、JavaScript、GoogleMaps を利用。

イ ドメイン・サーバーについて

- ① 原則、現サイトのドメインを継続使用すること。
- ② ドメイン契約費及びその他移行に係る費用等については、本事業に含むこと。
- ③ サーバー費用含め HP 運営に係る費用等については、本事業に含むこと。

ウ セキュリティ対策について

- ① コンピューター及びサーバーについては、十分なウィルス感染防止策を講ずること。
- ② ウィルス、スパムメール等の悪意ある脅威について、被害を未然に防ぎ、拡大を防止するために必要な措置を講ずること。
- ③ CMS は定期的にセキュリティアップデートが行われるものであること。なお、契約期間内のセキュリティ対策費に関しては、費用に含むこと。
- ④ メンテナンス期間を除き 24 時間 365 日稼動すること。また、障害が生じた際には県と協議の上、迅速な対応を進めること。

エ 個人情報保護法について

- ① 個人情報を扱うコンテンツについては、個人情報の漏えい、改ざんなどの防止について明確な対策を実施すること。
- ② プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001 のいずれかを取得していること。
- ③ 個人情報等の機密情報を送信する必要があるページについては、SSL により暗号化処理を行うこと。(SSL の取得については、本契約費用の範囲内で提案事業者が行うものとする。)

オ 報告書について

- ① 2 カ月に 1 度事業の定期報告をすること。定期報告にはコンテンツの進捗状況・WEB サイトアクセス解析・広告中間報告・SNS への誘導数の登録者数を含む。その他県が求める事項に関して、速やかに開示すること。
- ② アクセス解析によるサイト訪問者の属性分析、属性及び行動分析、アクセス解析を行うこと。また、Google アナリティクスやサーチコンソール等を活用し、ウェブページの流入状況等の把握と見込み客の分析、提案を行い、提出すること。なお、事業全体を通して WEB 解析士等デジタルマーケティングに精通した人材と連携すること。
- ③ 数値だけのレポートではなく、数値からの示唆と来年度への改善案を記載すること。

カ その他

- ① 業務の詳細について県と協議の上決定し、進捗状況を綿密に報告すること。
- ② 事業の実施にあたっては、県産品全体の振興に資するよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ③ 撮影においては、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ④ 撮影、編集、調査、報告等の一切の経費（コンテンツ制作に係る取材費、交通費、宿泊費、車両費、コーディネート費、各種データ費等）は、全て事業費に含むこと。
- ⑤ Google 広告のカスタマーID とパスワードを開示すること。

- ⑥ Google アナリティクスログイン ID とパスワードを開示すること。
- ⑦ WEB 広告配信についてはアルコールポリシーに留意し、最大限費用対効果を発揮できる内容とする。
- ⑧ 本仕様書で作成したウェブサイトは、委託契約書に定める委託期間終了後も引き続き、円滑かつ支障なく当事業が運営できるよう、県の指定する者に引継ぎを行うこと。その際、本県や関係事業者などから求められた場合には、本県と協議し、システムに関する情報開示やデータベースからのコンテンツのエクスポートなども含め、必要な対応を無償で行うこと。

上記取組の他に、閲覧者の利便性がより高まるもの、日本酒への興味関心を喚起させるための工夫があれば実施すること。

※留意事項

- ・本事業により作成した広報動画及び取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて県に帰属することとし、一切のデータ等を県に納品すること。また、肖像権ほか出演者の権利に基づく費用の発生は一回限りとし県が著作物を継続的に利用できるものとする。

4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類（任意様式）を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・統括責任者通知書
 - ・実施工程表
 - ・実務実施体制図
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届、実績報告書
 - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

6 統括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

7 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。